

+

障害者自立支援法の実施後

厚生労働省が二十三日発表した四月に施行された障害者自立支援法の実施状況調査によると、障害者が一緒に暮らすグループホームの利用に伴うサービス費用が六月は前年同月比16・6割伸びていることが分かった。また障害福祉サービス全体に要した費用も、六月は前年同月比2・5割増だった。

グループホーム

利用負担16割増

一方、同法施行で原則一割負担となったサービス利用の負担を理由に通所・入所施設などで退所した人の割合は、データを取っていた十四府県の単純平均値で0・39割だった。通所日数を減らすなど利用控えの割合は、調査を行っていた四県で2・01割・6割だった。

厚生労働省はグループホームの高い伸びはサービスが地域移行という施策の方向性に沿っているためとした上で、「サービス全体

厚生労働省 通所日数減も 6月調査

量が伸びたのは同法施行で国の負担が義務的経費となり市町村が熱心にサービス普及を進めたため」などとみている。

一割負担に伴う負担の減免状況については、施設入所者の九割以上が生活保護受給による負担なしが、低所得による月額上限一万五千円と二万四千六百円の認定を受けており、68・0割が個別減免等を受けていた。グループホームでは利用者の68・1割が個別減免等を受けていた。

実態と異なる発表

障害者団体「DPI日本会議」尾上浩二事務局長の話 厚生労働省の発表による利用控えは、通所や入所を対象にしており、ホームヘルプなどの在宅サービスのデータはない。われわれの在宅サービスを含む調査では利用控えは一割に上っており、今後利用控えを考

ている人がさらに一割いる。入所している人はもともと家族が面倒を見ることでできないケースであり、退所しにくい面がある。こういう点からも厚生労働省の発表は実態と違うと思う。またサービス全体が伸びているといっても、障害者自立支援法施行以前の伸びも含まれていることを忘れてはいけない。